

(日経 BP 知財 Awareness / 2004 年 10 月 20 日掲載)

## 知的創造サイクルを早く大きく回すために (下)

寺山啓進 (三好内外国特許事務所 副所長 弁理士)



### 知財立国実現の糧としての特許権とは

審査結果を早く発信することが、知的創造サイクルを早く大きく回すことに貢献する。したがって、特許庁が目指す「審査順番待ち期間ゼロ」の実現までは、出願人として早期の権利化が必要な出願は、早期審査制度を活用することが有用である。

しかし、審査結果を早く発信しさえすれば、常に知的創造サイクルを大きく回すことに貢献できるとは限らない。粗悪品特許が乱立するとなれば、本来はあり得ないはずの事業活動上の障害が増え、優秀な知財人材に知財立国とは無縁な場での活動を強いることとなる。特許権者としても粗悪品特許は活用ができないから、信頼できる審査官が設定した安定な権利こそ、安心して権利の行使、活用ができる「知財立国」実現の糧となる。

### 特許権価値の最大化のために

さらに、規格や標準に関わる発明の場合には、規格や標準に必須の特許という認定を獲得できるか否かが、特許権の経済的価値を大きく左右する。規格や標準に必須の特許を多数保持していれば、自分に有利な条件のもとで、グローバルな競争に参画できるからである。

したがって、この分野の発明は、国として戦略的に取得すべき知的財産権の対象である。早期の段階から標準化戦略を立て、国内的な標準化活動と国際的な標準化活動とを連携させる必要がある。そして、標準化に成功した発明について、それを必須特許権化するのである。標準化内容が明らかになる前にその発明に特許が付与されると、必須特許権化に失敗するおそれがある。すなわち、肝心なのは、速さよりはむしろタイミングである。規格や標準が策定された後の一定期間に特許を得ること、しかも必要ならば必須特許となるための補正をして特許を取得することが正しい戦略である。諸外国においても、必要な特許

をタイミング良く取得することを可能とする制度は種々採用されており、同様の制度の導入を望む産業界からの要望も大きい。そして、発明の成果を特許出願することによって公表した出願人に、第三者の監視負担に大きく影響を与えない範囲で最大限の保護を与えることは、知的財産の保護強化の観点から、当然のことである。たとえば、「知的財産推進計画 2004」においても指摘されている分割出願制度の見直しを行い、特許査定後の分割は、ぜひとも可能とすべきである。

また、手続き期間の徒過に際して課徴金の支払いと引き換えにリカバリを可能とするなど、フロントランナーの基本的な発明に対し、手厚く多面的な保護を図るという観点からの制度改革も望まれる。

## 審査結果情報の戦略的活用

特許付与率が極端に低い分野においては、無駄な研究開発、無駄な出願、無駄な審査請求が行われている可能性が高い。他者がすでに着手していることと同一なことに着手して研究開発成果の特許化に成功を収めることはきわめて困難であるから、研究開発現場に必要な情報を流すことは有用である。その情報として、迅速で的確な審査に基づく審査結果情報は価値がある。これが早期に発信されれば、研究開発の方向や推進方法について迅速で的確な対応が可能となる。研究開発の「選択と集中」を促進するとともに、無駄な出願、審査請求を避け、特許付与率は高まり、無駄な審査負担の軽減という効果ももたらす。審査結果情報は、研究開発戦略情報としてだけでなく、事業戦略、経営戦略情報としても価値があり、知的創造サイクル活性化効果が特に大きい。